空き家の解体をお考えの方へ

一令和7年度 鳴門市老朽危険空き家除却支援事業一

事業内容

老朽化して危険な空き家を自ら除却(解体・撤去)する所有者等に対し、 除却費用の一部を補助します。



要件(全て満たしていること)

- 鳴門市内の空き家で、現に使用されていないもの
- * <u>著しく老朽化している</u>と認められるもの(不良度測定表による点数が100点以上(200点満点)になるもの)
- 倒壊した場合、<u>前面道路をふさぐ</u>恐れのあるものや、<u>隣地に悪影響</u>を及ぼす恐れのあるもの
- 申請者は建物または土地の所有者(または相続人)であること
- 鳴門市税の滞納が無いこと
- 空き家に所有権以外の権利(抵当権等)の設定がないこと
- 建設業法による許可または建設リサイクル法による登録を受けた<u>市内の業者</u>が工事を請け負う こと
- 工事は補助金の交付決定後に行われること
- 所有者等1人につき、同一年度に申請は1回限り など

補助金額

原則、補助金の限度額は以下のとおりです。

- ① 倒壊すれば前面道路をふさぐ恐れのあるもの…60万円(補助対象経費の2/3) (居住誘導区域内…80万円(補助対象経費の4/5)
- ② 倒壊すれば隣地へ悪影響を及ぼす恐れのあるもの…30万円(補助対象経費の2/3) (居住誘導区域内…40万円(補助対象経費の4/5)
- ③ ①②のうち長屋であるもの…80万円(補助対象経費の4/5)
- ※ <u>補助対象経費</u>とは、老朽危険空き家の除却及び処分に要する経費(家財道具、機械、車両等および浄化槽等の地下 埋設物は除く)
- ※ 居住誘導区域については、市公式ウェブサイト→くらしの情報→まちづくり・都市環境の整備→都市計画→鳴門市立地適正化計画に掲載しています。

ただし、倒壊すれば前面道路をふさぐ恐れのあるもののうち、特定空家等相当であり、周辺への 影響が極めて大きく緊急性が高いものであって、申請者が低収入である場合…<mark>補助対象経費の</mark> 4/5で限度額**120万円**

※ 市の特定空家等認定基準において、認定レベルIV相当のものが対象となります。

受付•戸数

<u>・令和7年度当初受付期間は終了しており、現在キャンセル待ちとなっております。</u> ※キャンセル等により空きが出た場合は、先着順により繰り上げます。

受付期間: 令和7年4月7日(月)~5月9日(金)

募集戸数: 10戸程度 ※応募多数の場合は交付事務取扱要領に基づく選考によるものとします。

その他

- 建物を除却することにより、土地にかかる<u>固定資産税が高くなる</u>場合がありますが、一定期間、除却前の税額の水準まで減額する制度があります。
- 申請のおおまかな流れについては裏面をご覧ください。
- その他詳細については窓口(裏面)までお問い合わせください。

申請の流れ

鳴門市

申請者

事前相談

- 調査日の決定
- 調査同意書に記入、押印(当日でも可)

現地調查(立入調查)

- 職員による不良度測定等
- 後日、調査結果の報告
- ※ 調査は可能であれば立ち会いをお願いします。

募集期間 4/7 $\sim 5/9$

補助要件を満たす場合

※募集戸数を超える場合は選考を行います。

仮決定通知

※ 選考にもれた場合はキャンセル待ちとなります。

仮決定通知 6月上旬

業者選定•交付申請

- 計画書、見積書写し、平面図、写真など
- ※ この時点ではまだ業者との契約はできません。

交付決定通知

請負契約締結•工事着手

※ 交付決定通知を受けてから、申請者と業者の 2者で契約をしてください。

工事完了後

完了報告

- 契約書写し、請求書・領収書写し、写真、マ ニフェスト写しなど
- ※ 工事完了後30日以内に報告してください。
- ※ 別途、税務課へ「家屋取り壊し申告書」を提 出してください。

仮決定通知から 3カ月以内(ま たは1/31の早 い日まで)に完 了報告

※期限内に完了 出来ない場合、 取消しさせてい ただきます。

補助金額確定通知

補助金請求

- 振込先口座の指定
- も可能です(受領委任払い制度)。

補助金支払

【問い合わせ先】

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170 鳴門市都市建設部まちづくり課都市計画担当

TEL: (088) 684-1289 • 1171

FAX: (088) 684-1339

E-mail: machizukuri@city.naruto.i-tokushima.jp

※ 補助金の受け取りを施工業者に委任すること





詳しくはウェブサイトもご覧くださ 鳴門市 空き家



うずひめちゃん うずしおくん

